

令和 8 年度 第 1 回 筑紫野市総合教育会議

【開催日時】 令和 8 年 7 月 21 日（火） 15:00～17:40

【開催場所】 筑紫野市役所 403 会議室

【委員出欠状況】

《出席委員》

市長、教育長、牛川教育委員、久原教育委員、和田教育委員、高原教育委員

《事務局》

企画政策部長、教育部長、こども部長、
企画政策課長、教育政策課長、学校教育課長、学校給食課長、生涯学習課長、
文化・スポーツ振興課長、文化財課長、
企画政策課企画政策担当係長、教育政策課庶務担当係長、
学校教育課学校教育担当係長、学校教育課教育指導担当係長、
学校教育課主任指導主事 2 名

【傍聴人】 3 人

【会議内容】

1. 開会

○企画政策課長

定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回筑紫野市総合教育会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます企画政策課の中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席状況を報告させていただきます。

市長並びに教育長、教育委員 6 人、市長部局職員 5 人、教育委員会事務局職員 11 名が出席しております。

それでは、本日本会議の開会にあたり、平井市長からご挨拶を賜りたく存じます。

平井市長、どうぞよろしくお願いいたします。

○平井市長

皆様、こんにちは。筑紫野市長の平井一三でございます。

大変厳しい猛暑のなか、本日は、総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度でございますが、小中学校の切れ目のない支援のため、さらには保護者の経済的負担の軽減のための取組である「学校給食の無償化」や熱中症対策、教員の働き方改革、指導の質の向上を見据えた小学校における「水泳授業の外部委託」など、教育分野における大きな施策が展開されております。これらの取り組みについては、今のところ、多くの市民の皆様から高くご評価をいただいております。これもひとえに、教育委員の皆様と丁寧に議論を重ね、ともに検討を進めてきた成果であると深く感謝しております。この良い流れをしっかりと継続させ、本市の教育施策をさらに前へ進めることができますよう、本年度も活発なご議論と忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

本日の会議では、総合計画や教育施策大綱、教育振興基本計画に掲げる各施策のめざす姿を具現化するためのアクションプランとなる「教育の3か年ビジョン」について、市長部局と教育委員会とで協議・調整を図ってまいりたいと考えております。あわせて、近年深刻化する不登校問題への対応として、新たに取り組む小学校校内サポートルームの全校設置について、さらには、昨今の給特法の改正により策定が求められることとなった、「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」についても、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、本市では、本年度から新たに「育ちあうまち。筑紫野市」というブランディングのコンセプトを定めております。これは、筑紫野市に暮らす人も、訪れる人も、本市に所縁をもつすべての人の成長を支えるまちとなることを目指し、まちの魅力の向上とブランド化を進めていこうという考え方でございます。そして、このコンセプトを実現するための一丁目一番地こそが、本日皆様とともに意見交換を行う教育、そして子育てに関わる施策であると考えております。

本日の会議が、「育ちあうまち。筑紫野市」の実現に向けた実りある議論の場となりますよう、皆様のお力添えを心よりお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

○企画政策課長

平井市長、ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表して、主税教育長からご挨拶を賜りたく存じます。教育長、どうぞよろしくお願いいたします。

○主税教育長

皆様、改めましてこんにちは。教育長の主税でございます。

先週の金曜日に前期の前半が終了し、市内の小中学校では先週末から夏休みが始まっております。

先日来、水難事故などの報道が続いておりますので、夏休みに入る前に、校長に対して、学校施設の確実な管理や子どもたちの安全確保とその指導について、改めて指示をしたところでございます。

子どもたちが家庭や地域で様々な体験を積んで、心も体も一回りたくましくなる、そんな夏休みになることを願っているところです。

さて、本日の総合教育会議では、市長のご挨拶でも触れていただきましたとおり、私の想いを体系化した「筑紫野市の教育3か年ビジョン」を議題としていただいております。

筑紫野市の子どもたちや市民の皆様の姿を思い浮かべながら、「育ちあうまち。筑紫野市」、そして「学びあうまち。筑紫野市」に資するような計画を、教育委員会の職員と一緒に知恵を絞って作ってまいりました。

今回、皆様からご意見をいただけることを大変ありがたく思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長

主税教育長、ありがとうございました。

それでは早速、議事に移らせていただきますが、ここからは平井市長に議事進行をお願いしたいと存じます。

平井市長、どうぞよろしくお願いいたします。

○平井市長

それでは、ここから議長として議事を進行してまいります。

はじめに、「学びを啓き、学びに挑み、未来を創る筑紫野市の教育3か年ビジョン」の件を提案いたします。

本市では、第七次総合計画の教育や文化、スポーツに関する政策・施策からなる教育施策大綱及び教育振興基本計画において各施策のめざす姿と目標を掲げ、教育施策の推進を図ることとしておりますが、冒頭のあいさつでも申し上げましたように、進捗が良好な施策もあれば、まだまだ課題を抱えたものもあるというのが実情であります。このような中、これらの取組を加速し、効果的に推進するためのアクションプランとなる「教育の3か年ビジョン」を策定されたと伺い、私も大いに期待しております。

本日は、この「3か年ビジョン」の内容について、主税教育長、教育政策課長から説明をいただいた後、教育委員の皆さんと議論してまいりたいと考えております。

それでは、主税教育長からご説明をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○主税教育長

はい。失礼いたしますここからは座って説明いたします。

本年度、筑紫野市教育委員会が策定いたしました「教育3か年ビジョン」の作成の趣旨について、ご説明申し上げます。

私が教育において大切にしている言葉は、「学びは成長である」ということです。

学びと成長の関係について説明いたします。

学習や成功体験を通して自信や意欲を育む学びがある一方で、時には失敗や困難に向かい合い、そこから新たな気づきを得ることができる学びもあります。

「失敗は成功のもと」と言われているものです。

このような多様な学びの積み重ねが、一人一人の豊かな成長につながると考えています。

そして、その学びと成長の関係を支えることこそが、教育の重要な役割であると考えているところです。

このたび、児童生徒をはじめ、市民の皆様の「学びと成長」をより力強く支えていきたいという想いを新たにし、併せて筑紫野市のブランドコンセプトを受けて、教育の分野に焦点化し、「教育のまち筑紫野、教育をリードする筑紫野」と設定いたしました。

ここでいう教育とは、学校教育をはじめ、幼児教育、特別支援教育、社会教育、人権同和教育、情報教育など、様々な教育を意味しているところです。

「教育のまち筑紫野、教育をリードする筑紫野」を実現するためには、良質な教育環境の充実が欠かせないと考えています。

そこで、教育を支える重要な視点として、「連携の質の向上」「学びの質の向上」「指導の質の向上」という3つの柱を据えることといたしました。

そして、これらの柱を着実に進めていくための具体的な道筋を3か年とし、「啓く、挑む、創る」というステップを設定いたしました。

また、本ビジョンの策定にあたりましては、教育部の各課・各係におきまして、既存事業の見直しや改善、さらには新たな取組の検討を重ねてまいりました。

併せて、筑紫野市教育大綱や筑紫野市教育振興基本計画との整合性も確認して体系的な整理を行い、教育3か年ビジョンは、筑紫野市教育振興基本計画を実行及び加速させるためのアクションプランとして位置付けております。

今後は、この教育3か年ビジョンを一つ一つ着実に実行に移してまいりたいと考えています。

併せて、社会の変化や教育現場の状況に応じて柔軟に見直しや改善を行えるよう、定期的な点検と評価も計画的に進めてまいります。

以上で、教育3か年ビジョンの作成の趣旨についての説明を終わります。

この後、3つの質の向上に関する具体的な施策や事業等につきましては、亀井課長の方から説明いたします。

○平井市長

はい。どうぞ。

○教育政策課長

座って失礼いたします。

こちらの方は、2つの資料を使いましてご説明をさせていただきます。

青い表紙の薄い方の、ホッチキスで留めている資料と、あと緑の分厚い方ですね、この2種類を使ってまいります。

まずは青の方で、青の方の1枚目からお願いいたします。

少し教育長のご説明の中と重なるところがあるかと思いますが、ご承知おきください。

1ページ目の真ん中の部分なんですけれども、右側の方に表を作っております。計画との関係ですね。

ご存じのとおり、市の総合計画の教育の部分を教育大綱として位置付けております。

その下に、単年度、1年度ごとの教育振興基本計画を定めて、毎年見直しをかけているところ です。

本ビジョンにつきましては、その下、青いところ、青で横に引っ張っておりますけれども、3か年ビジョンということで作成をいたしました。

教育振興基本計画に掲げる中でも、特に重点的に取り組むべき内容につきまして、3か年の見通しというところで作ったものでございます。

これに関しては、教育委員会の5月の定例会の中で、委員さんの中から、毎年の見直しをしていくのもいいけれども、重点化するとか、それから力を入れる事業の見える化ということもしたらどうですか、というご意見をいただいておりますので、それに対する答えにもなっているかなというふうに思っております。

また、単年度の計画の下に3か年のビジョンがぶら下がったような形になりましたので、教育長からご説明がありましたように、1年度ごとの見直しをかけていきながら、ビジョンの中身の進捗状況によって計画の方にも反映していく。また、計画からビジョンの方へ時点修正を加えていく。

できましたら、第八次の総合計画の方、教育大綱の方にも、ビジョンの進捗状況を反映できたらなというふうに考えております。

このように、下から上向き、また上から下向きへの矢印も入れているところでございます。

一番下の枠ですけれども、実現のステップということで、3か年ビジョンでございますので、1年度ごとに、令和8年度を「啓く」、令和9年度を「挑む」、令和10年度を「創る」というふうに位置付けて、それぞれの年度で何をやっていくかというところを考えております。次のページをご覧ください。

3つの質の向上というふうに教育長からお話がありましたが、「連携の質の向上」「学びの質の向上」「指導の質の向上」、これを3本柱として、それぞれの分野でどういったことを何年度ごとにやっていくかというイメージ図、3か年で行う具体的な取組の主なものを示したものでございます。

このビジョンを見取り図というふうに考えていただければと思います。

具体的にどういう中身、何があるのかというところですが、また次のページをご覧ください。

少し文字ばかりになってしまって申し訳ないのですが、3 か年ビジョンに掲げる取組の題目を記載したものでございます。

柱ごとに縦に項目を並べておりますけれども、「連携の質の向上」でいいますと、(1) から縦にいつて 13 事業ございます。

「学びの質の向上」、2 番でいいますと 12 事業、それから 3 番の「指導の質の向上」でいうと 12 事業ということで、合わせて 37 の事業を考えているところでございます。

それぞれ題目を見ていただくと、事業のレベルに差があるなというふうに思われることもあるかなと思います。大きなテーマを扱っているものもあれば、少し具体的なものもあるかなと思います。そのレベル差は、あえてそろえずに、事業のつながりを意識して取組を進めていきたいというふうに思っております。

具体的にどうということかと申し上げますと、例えば 1 番の「連携の質の向上」の (1)「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相乗効果」。大変大きなテーマかと思いますが、ここだけで完結するのではなく、これに関連した事業として、(2)の「地域連携カリキュラム」、(3)の「地域人材活用の円滑化と活性化」、(4)の「オープンスクールをはじめとした小中連携事業の推進」、飛んで (6)の「一人一花運動」や、一番下の (13)の「地域貢献活動計画の策定と具現化」、2 番目の「学びの質の向上」、真ん中の柱の一番下の 12 番目の「放課後子ども教室の充実・拡大」、この辺りも、1 の (1)のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動と連携して進めていくことができるかなというふうに考えております。また、ここに掲げているものは新たなものばかりではなく、今までやってきたもの、また、やるべきもので、少し停滞しているのではないかなというところを進めていくための事業であったり、進行系のものをより加速させるような内容のものがございます。

例えば 2 番の「学びの質の向上」でいいますと、(4)の「校内サポートルームの開設」、それから (11)の「つくし学級のカリキュラム改革」、この辺りは、より引き上げていくという取組になるかなと思っております。

また、3 番の右端の「指導の質の向上」の (1)の「山家幼稚園及び小中学校の広報活動の充実」につきましては、もう既に取り組んでおりまして、庁舎 1 階のヤマザキショップの前に学校紹介ポスターが掲示してありますけれども、同じものがコミュニティセンターにも掲げてあります。そういったものには、もう既に着手しております。

また、この 3 の (12)のところ、「教職員の働き方改革とウェルビーイングの推進」につきましては、後ほど議題で出てきますけれども、業務量管理計画、そちらとの関連があるかなというふうに考えております。

新しいものばかりではなく、これまでの取組をより深め、より推進するような内容が主となっております。

また次のページを見ていただきますと、教育振興基本計画の柱、目標としているところと、今回の 3 か年ビジョンの取組がどのように関連しているかというものを表したものでございます。

大綱や計画で目指すところとしっかり連動させながら、このビジョンについては取組を進めていきたいと、このように思っております。

このページを 1 ページ戻っていただいて、その見出しのところを開けていただき、中身を見ていただくと、それぞれの事業、例えば (1) ですと「ページの 1 番」というふうにページ番号が打ってあるのは、この別冊の方のページでございます。

ですので、この見出しの表を左に置きながら、次はこちらの表の方、緑の方の冊子を見ていただきたいと思います。

37 事業ありまして、1 事業につき 1 枚ずつのシートを作っております。

これを全部やっていくと、とても時間が足りませんので、一部、特に今回は総合教育会議の中で扱いますので、市長部局との連携が肝となる事業について、いくつかご説明をしたいと思います。

まず 1 枚目、1 ページ目の「連携の質の向上 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相乗効果」についてですが、タイトルの右側に所管課を掲げております。

教育委員会の中での所管課となります。

こちらについては、まず 1 番の「現状・課題」というところで、所管が考える現在のこの事業に関する課題、それから現実にどういう状況なのかというところを記載しております。それから 2 番目のところで、それをどういう形にしていきたいのかというところを文章化したものが「目指すところ」でございます。

3 番目、「具体的な取り組み」のところに、左から順に右に流れていきますが、「啓く」「挑む」「創る」、令和 8 年度、9 年度、10 年度で具体的に何をやっていくかというところを、具体的な項目で掲げているものでございます。

特に、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相乗効果でいいますと、「啓く」の 1 番目、1 行目ですけれども、部局を超えたプロジェクトチームの設置、ここから始めてまいります。

コミュニティ・スクールが長年取り組んでいるけれども、なかなか浸透しきっていないのではないかという部分を課題として持っておりますけれども、コミュニティ・スクールの方だけではなく、地域コミュニティについても、同じようなところがあるのではないかと。

この地域コミュニティとコミュニティ・スクールが、ある程度融合したような形で整理がなされて、市民の方にも分かりやすく浸透し、理解されるというのが、あるべき姿かなというふうに思います。

地域コミュニティについても、前回の総合教育会議の中で説明がありましたけれども、プロジェクトチームが作られて検討がなされております。

コミュニティ・スクールにつきましても、部局を超えたプロジェクトチームを設置して整理

し、浸透させていく。そういった整理が、まずは最初の一步かなというふうに考えているところでございます。

少し飛びますが、説明としましては5ページになります。

5ページは、1の(5)「幼稚園と小学校の連携事業」。こちらについては所管課が学校教育課になりますけれども、同じく「具体的な取り組み」の「啓く」の一番下の括弧の「各小学校における幼保小連携体系構築のための準備」についてになりますが、今年度については、この辺りから始めていきたいと思いますということで、この部分については、教育委員会だけではなく、こども部との連携も必要かなというふうに考えているところでございます。

次のページでございます。

6番目、(6)「一人一花運動」、こちらについては、従来、花いっぱい運動として知られているような取組かと思えますけれども、単に花で盛り上げるということではなくて、コミュニティ推進課の方で所管をしており、地域の方でも取組があっているところではございますけれども、そういったところともつなげていけるといいのかなというふうに考えているところです。

次に9ページになります。

(9)の「おいしい学校給食（地産地消の拡大）」というところで、これも同じく左下、「啓く」、令和8年度の実施計画としては一番下にありますが、仮称ではございますが、市学校給食地産地消推進懇談会などができるといいなと、給食だけに限らず、地産地消というところでの取組を広げていけるなというふうに考えているところでございます。

続きまして、飛びますけれども、17ページをご覧いただきたいと思います。

「校内サポートルームの開設」というところで、これについては詳しくは後段で説明があるかと思いますが、特に連携というところで申し上げますと、「啓く」、令和8年度の実施計画です。ネットワークづくりの検討を進める準備委員会」というふうに書いております。

例えば、こども部の児童育成支援拠点事業が今年度秋から始まります。そういったものとか、または民生委員児童委員さん、主任児童委員さん、そういったところとのつなぎというもの、改めて構築できるといいかなというふうに思っております。

一つ一つ見ていくと、連携も他にもたくさんあるかとは思いますが、主だったものを少し紹介させていただきました。

今、連携というふうに申し上げたのが、庁舎内での連携を軸にご説明をさせていただいたんですけれども、この全ての事業、多くの取組が、学校や地域とともに進めていくようなものになっております。

特に、学校の理解が必要なものが多いかなというふうに思っております。

それぞれの計画表でございますけれども、個票につきましては必要な範囲で共有して、それから共通理解の上で、同じ方向を向きながら着実に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明については簡単ですが、以上でございます。

○平井市長

それでは、ただいま主税教育長と教育政策課長から、3 か年ビジョンの趣旨や概要についてご説明をいただきました。

大変内容が濃く、多岐にわたっておりますので、なかなか理解しにくいところがあると思いますけれども、この中身は「連携」「学び」「指導」という3つの柱で構成されております。

本日は、それぞれの柱ごとに委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。

関連する内容であれば、その3つをまたいでのご質問、ご意見でも結構です。

それではまず最初に、「連携の質の向上」、この資料によりますと1ページから13ページですかね、につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

○牛川教育委員

まず一番最初ですね、1ページ目ですね。「連携の質の向上」の具体的な取組。

今、亀井課長もおっしゃった、枠を超えたプロジェクトチームの設置というのは、できそうでなかなかできなかったことだと思いますし、教育部の中でも、なかなか協力ができているようで、密に連携が取れていなかったりとか。

うちの課はうちの課で、よその課はよその課で。それが部になれば、うちの方はうちの部で、よその方はよその部で、またもっともっと連携が取れなくなってしまうので、教育部外の連携部署にもぜひこういうプロジェクトチームに入っていていただいて、作っていただければなと思います。

○平井市長

そうですね。はい。

今までも、子どもの居場所に関しては、部局を超えて議論を重ねてきたりしましたがけれども、今回、この「連携の質の向上」という中で、さらに連携を強めてほしいというふうに、牛川教育委員からのお話がありました。

この点について、何かコメントはありますか。

教育部長、どうぞ。

○教育部長

そうですね。せっかく事業をやっているといっても、やはり自分のところの課だけで完結して、独りよがりにはしてはいけないと思います。

そういった中で、牛川委員がおっしゃったように、まずは教育委員会に関しては、私が先頭に立って、それぞれの生涯学習課であるとか学校教育課、そこの連携というのは取り持っていかなければならないと考えております。

しかしながら、やはり地域学校協働活動、これもコミュニティ部門とか、そういったところ

も大いに連携が必要ではないかと考えておりますので、そういったところは、プロジェクトチームを作る素案などの中で、市長部局の方にもしっかりと協力を仰ぐような形が、場合によっては出てくるかと思います。

教育委員会だけではなく、しっかり横がつながって、この事業が効果的にできるように努めてまいりたいと考えております。

○牛川教育委員

皆さんに大いに期待しております。

○平井市長

今の件に関して、他の委員さんから何か関連したご意見とかご質問はございますか。

よろしいですね。

はい。それでは、他の件に関してご意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。

○牛川教育委員

6 ページの一人一花運動の取組が、コミュニティの方でも、コミュニティ推進課の方でも、市としては取り組まれているという現状なんだというふうに書かれているんですね。

目指すところとして、PTA の活性化を図れたら、というような記載があるんですけども、ここですね、学校の中にいわゆる存在する PTA が活性化するというところにとどまらず、せっかくコミュニティ推進課とも、お花を植えようよというような取組をしているのであれば、例えば市の取組として、「あなたが住んでいる地域の中学校、小学校で、いついつお花を植える運動をしますよ。皆さん、地域の方もみんな来てください。」というような、もっと市民全体の取組になっていったらいいなというふうに思います。

もちろん、植える場所が学校であれば、ある程度学校のスタッフの方たちが中心になって進めていったりということも必要なのかもしれないですけども、そういったところで、環境整備だったりとかも含めて、教育部の取組だけというのではなくて、市民の取組につながったらいいなというふうに、私のイメージですね。

○平井市長

今これは、コミュニティ推進課で取り組んでいるんですかね。

○教育政策課長

コミュニティ推進課が窓口になっているというところです。どうしても県民運動ですので、窓口になっているというところまでは入っています。

今、市内では、コミュニティの取組として、筑紫よかまち協議会などで一人一花運動に参加をされているというところまでは聞いています。

○平井市長

そしたら、今、牛川委員のお話にありましたように、市全体で取り組んでいくような仕掛け
というか、何か取組のやり方というのは、想定されているんですか。
そういうふうに将来的になっていけたらいいな、そういう方向に持っていきたいということ
で。

○久原教育委員

関連して、いいですか。

○平井市長

はい、どうぞ。

○久原教育委員

コミュニティの方で取り組んである部分で、今、筑紫よかまち協議会の中で花づくりに関す
る活動をされていると思うんですよね。筑紫南コミュニティでも花いっぱい運動をしてい
るんですよ。

筑紫南コミュニティ運営協議会が苗を買ってきて、それを小学校の子どもたちに、あれを挿
し芽すると増えるんですよ。それをして増やして、子どもたちがいっぱい作ったものを、
今度は地域の公民館や郵便局とかに持って行って広げてある部分があるんですね。

だから、そういう意味では、コミュニティの中でそういう取組をしてあるところもあるとい
うことですね。それが筑紫と筑紫南などがあると思うんですが、他でもやはりやってあると
ころもあると思います。

ただ、他にも、人権擁護委員さんがいつもされている「人権の花」のひまわりを各学校で植
えてもらって、そして今度はまた刈って、それを次に生かすとかいうようなこともされてい
るんですよ。

ですから、そういうふうにくつかされている部分を、まずは調査してみて、そしてもっと
広げる、一般化するにはどうしたらいいのかを考えた方がいいのかなという気がします。

これはもう一人一花運動だけではなくて、いろいろな場合にも言えると思うんです。

例えば、子どもたちの居場所問題にしても、子ども食堂があるだろうし、公民館で独自にさ
れている部分もあるだろうし、生涯学習センターで子どもたちが学習する場を提供してい
る部分もあるだろうし、いろいろな場所に居場所づくりがあると思うんですね。

だから、そういう部分ももう一回整理をして、総合的に見たときに、あとこういうこともで
きるのではないかなということが、例えば教育委員会だけではなくて、さっき言ったコミュニ
ティの問題もあるだろうし、地域の区長会をはじめとした部分とのつながりとか、いろい
ろな部分との連携に発展していけるようなことが見込めるのではないかなというふうに思い

ます。

○平井市長

はい、どうぞ。

○和田教育委員

今、久原委員からも出ましたけれども、「人権の花」のひまわりですね。

人権擁護委員さんがお花を、毎年1校ずつ小学校でやっているんですけども、そのときは人権擁護委員さんと3年生の子どもたち、それから担任の先生と学校の先生だけなんですよ。

その年が終わると一応単年度でやっているんですけども、次の年、やっている学校とやっていない学校があるんですね。

ですから、最初到人権擁護委員さんがお話しするときに、保護者も一緒に入れば、PTA活動の一環として、終わった次の年でも子どもたちと一緒に続けられると思います。

そういう、人権擁護委員さんがやっているものや、男女共同参画課など、それぞれ連携しながら声かけをする。学校と人権擁護委員さんとの打合せだけになっていますので、そこにやはり保護者の顔が入ってこないというのがあります。

そういう意味もありますから、いろいろなところを巻き込んで、単年で終わるのではなく、継続していけるようにする。そうすると、やはり一人一花運動の今後の活性化になっていくのかなと。

それが学校から各家庭に広がっていけばいいかな。そういうのも考えていくのが必要かなと思います。

○平井市長

これ、ちょっと聞きたいんですけども、この一人一花運動の目的が、子どもたちの学校の中に花がたくさんあって、育てたり見たりして、いろいろな感動を得たりという育てていく取組に重きを置いてするという考えが一つありますよね。

それと、地域にもたくさん花を増やしていこうという考えもあります。

福岡県が2年ぐらい前から補助を出して始めた花いっぱい運動みたいなものがありますよね。地域の企業や花の苗を売っているホームセンターみたいなのと連携をしながら、安く提供してもらったり、補助金を出したりして、とにかくそのエリアの中に花をいっぱいにしましようという取組です。

今、県とか福岡市がやっていますけれども、うちの市がまず目指していく、その方向とかレベルというのは、どういうふうに考えたらいいですか。

○教育政策課長

3か年ビジョンの中にこの一人一花運動を持ってきた意味合いとしては、あくまでこの運動をツールとして、どちらかというところ、子どもたちを中心とした親、保護者のつながり、保護者から地域、学校等に、そういったつながりを豊かにしたいというところがあります。おっしゃっていただいた、もともと花いっぱい運動の方が定着しているかなというふうには思うんですけども、2年ほど前からの県の活動、一人一花運動を利用すると、花の苗が割引で購入できたり、統一したグッズなども配布されたりというのがありますので、統一感を持った取組としてはいいのかなというふうに思っております。

お尋ねの趣旨として、どちらが目的かというところ、花いっぱいにしたい、環境を整備したいというところよりも、それを手段として、目的はつながりを豊かにするというところでございます。

○平井市長

はい。どうぞ。

○久原教育委員

今、亀井課長が言われたようなことで、やはりここに目的があるだろうと思うんですね。やはり「連携の質の向上」で教育をどう高めていくかということなので、連携をしていくことによって、子どもたちが地域に目を向けて、地域のよさを知る、そして自分のふるさとを大切にするとか、そういう目的があるだろうし、あるいは奉仕活動や地域での活動につなげていくという目的もあるだろうし、いろいろなものがあるだろうと思うんですね。

私が例を言いましたけれども、それ以外に、筑紫野市の花であるサルビアをPRして、筑紫野市のイメージアップにつなげるということになれば、それなりの連携によってそこができるだろうし、そういうシステムをどうするかが、教育の目的と照らし合わせて大事なのではないかなというふうに私は思います。

○平井市長

執行部から何かありますか。

はい、どうぞ。

○教育部長

主税教育長が常々おっしゃっているのが、学校現場を回ったときに、花がすごくきれいにされている学校、そうでない学校があるということなんですね。

そういったところで、用務員さんだけが頑張って花をきれいにされているということではなく、それぞれの学校がやはり花いっぱいであればいいなと。

そうなるためには何が必要かといえば、児童だけではなく、児童と様々な人が連携することによって、それぞれの学校が花いっぱいになる。

これが一番の目指すところのイメージでございます。

○平井市長

その実現に向けて、いろいろなところにいろいろな施策を講じながら、花をいっぱいにしていただけるという結論でいいんでしょうね。

もう少しいろいろな部署と連携して、学校に花がいっぱいになるということですね。

○牛川教育委員

はい、ありがとうございます。

○平井市長

他にありますか。よろしいですか。

○和田教育委員

7 ページの「学校図書館と市民図書館の連携」というところでございます。

学校図書館と市民図書館との連携がされているというのは伺いましたけれども、移動図書館車「つくしんぼ号」がございまして。各公民館やコミュニティを回ってございまして、山家にも来られていますけれども、そこにいっぱい人が来ているというイメージがあまり湧かないんです。

1 時間たったら次に行くということで、利用している人数は結構少ないのかな、あまり告知が少ないのかなと思います。

市民図書館のよいところを活かすためにも、できれば、子どもたちというか、幼児ですね、小さい乳幼児がコミュニティセンターの中で、子ども会とか、お話会とか、子育てサロンなどをやっておりますので、そういう日に合わせて「つくしんぼ号」を配置する。

そうすると、そこで読み聞かせをすることによって、子どもたちが読書や本に興味を持つ。借りて、次に返して、また次の本を借りるとか、そういう連携ができると思います。

小さい頃から子ども本人が文字とか読書に触れていく。

そのことによって、小さい子どもはまだ自分の地域しか動けませんけれども、そういうことを通して市民図書館を利用したり、また小学校に上がれば学校図書館を利用したり、そういう利用が増えてくるのかなと思います。

学校教育の方でも、大学の試験でも今は読解力というのが大事になってきます。

やはり読書ですね。文章が分かるように、読むことが大事かなと。そういうふうに、本に触れること、そういう習慣をつけることが大事なのかなと思います。

ですので、「つくしんぼ号」を巡回させるだけではなくて、いろいろなイベントを組み合わせながら、そこに「つくしんぼ号」を巡回していくという利用方法もあるのではないかなと思っております。提案したいなと思います。

○平井市長

今のご質問、ご意見についてですね。コミュニティセンター等々で読み聞かせとか、いろいろなことはやっていますよね。

○和田教育委員

その辺りをさらに、もう少し充実させてほしいということです。

図書館の本があれば、本を借りたいなと思うんですね。やはり、自分の子どもに読み聞かせたいなと。

○平井市長

今、コミュニティセンターに本を設置しているところがあると思うんですけれども、その辺の整備状況というのは大体分かりますか。

○文化・スポーツ振興課長

すみません。詳しくは、私も把握していない状況です。

ただ、必要に応じて、市民図書館の中に団体貸出というのがありまして、団体に関しては月500冊、4か月という制度がありますので、場合によってはそういったものを使ってもらって、読み聞かせを行っている状況というふうに考えているところでございます。

○平井市長

そしたら、移動図書館車がなければ、その団体貸出で補填するという形になろうと思うんですけれども、今、和田委員がおっしゃったように、いろいろなイベントごとに合わせて回すのを計画したらどうかという話があります。

その辺りは可能ですか。

○文化・スポーツ振興課長

基本的に、移動図書館の巡回方法というのが定期的に時間を決めて、毎週という形でやっているところがありますので、突発的にというのは難しいとは思いますが、今まで「つくしんぼ号」は、地域の人のために、図書館に来られない方のためにというところに重きを置いていました。

今回の3か年ビジョンの中で、学校との連携というのがありますので、学校の児童生徒が利用しやすい時間帯へのルート変更とか、そういったものを検討しています。

今、コミュニティセンターにも3コミュニティほど停車することになっていますので、和田委員がおっしゃられた子育てサロンのところなど、時間帯の調整がつけば、それに合わせてルートの変更というのは検討できるのではないかと考えています。

○平井市長

学校図書館も、結構本を充実してくれている方向で、今取り組んでもらっていますよね。
やはり学校は、それでも限界があるということですから、移動図書館車を利用しないと、少し足りないかなという状況にあるんですか。

○文化・スポーツ振興課長

学校図書館に関しては、もちろんそれだけで十分賄えるかという、なかなか難しい部分があると思います。

先ほどお話ししました団体貸出というのがありまして、学校に関しては200冊、3か月の間、市民図書館から借りてもらうという制度があります。

現在、市民図書館の方でも、おすすめの本をリストアップして学校側に渡して、「借りませんか」という案内をしていますので、そういったところで、学校図書館で賄えない部分は補足・補填ができるのではないかと考えているところでございます。

○平井市長

そういう連携とか、タイムリーな利用ができるようにという方向で、もう少し検討していこうということでもありますけれども本に触れる機会が増えれば、いいかなと思います。

○平井市長

よろしいですか。

あまり長くすると次の柱に進めなくなりますので、まずは「連携の質の向上」ということは、今のご意見でよろしいですか。まだいいですよ。

○牛川教育委員

13 ページ、地域貢献活動についてなんですけれども、なかなか今、特に中学生のボランティアが積極的にいろいろなところに「私も行く、僕も行く。」というところが少ない。
一昔前に比べると、コロナの影響等々で、お断りしたり、減らしたりということから、減っているところもあるんですね。

ただ、先日、私も地元のコミュニティセンターで、中学生のボランティアに「小学生の方にお勉強を教えてください。」という形で募集したときに、秘書広報課発行のボランティア証明書を作りました。

あれがあつて、これはちょっといい取組だなと。こういうのをもらえるから、ボランティアにもっと積極的に、あっちにもこっちにも行こうという動きになっていたらいいなというふうに思いました。

○平井市長

カードは広げたいなと思ってですね。

秘書広報課長、どの程度皆さんにお願いしているか答えられますか。

○秘書広報課長

コミュニティの館長さんと、あとコミュニティ運営協議会の会長様を通じて、自治会の区長様とか、自治会の会長様の方に広げていただくようお願いをしております。

コミュニティのイベントとか、自治会のイベントなどで、中学生、高校生、大学生がボランティアで来る場合は利用してくださいということでご案内をしております。

7月にご案内し始めたばかりですので、夏休み、夏祭りぐらいから広がっていくのかなと思っております。

○平井市長

夏祭りでいろいろな地域を回ったばかりなんですけれども、結構、中学生、高校生がボランティアで来ていたので、多分これが浸透して、学校現場でも先生方が促していつてもらっているような状況ではないかなと思います。

はい、どうぞ。

○久原教育委員

実は、私が筑山中学校の校長のときにも同様の取組を実施していました。

先ほど言われたように、カードというものは、子どもたちに地域活動をさせる手段として使うこともあるでしょうし、カードを集めて、たまったらどうなるか、ラジオ体操に行ったときに何か商品を得ようような、そういう感じがあるのだらうと思います。

そういうためにカードを使うということもありましょうし、地域に行って活動することで、区長さんから「あなたたちが来てやってくれて助かった。」というお褒めの言葉をもらう。これもやはり子どもたちにとってやりがいのあることになるだらうと思うんです。

ただ、これは私はボランティアではないと思っているんですよ。

何かというと、奉仕活動だと思っています。最初はさせられる活動であっても、それを手段としてやっていく上で、その結果として褒めてもらったり、あるいは活動を積み重ねていろいろなことができたりする。

そのことをきっかけにして、他にもいろいろなことに取り組もうというのが、本当のボランティアの方になると思うんですよ。

させられるのではなく、自分からやることにつながってくる。

これが、私がずっと前から言っている、人づくり、人材育成の大きな基になるのではないかなという気がしているんですよ。

だから、いろいろな基になる部分を考えること。これは本当に種まきかもしれないけれども、

そのことが大事なのではないかなというふうに思います。

そこがやはり教育の一番の原点かなというふうに思っていますので、そういうことも必要だと思うんですね。

だから、そういう意味で子どもたちが関わってくれば、それを機会に育ってくれば、私は万々歳ではないかなというふうに思っているところです。

○平井市長

はい、どうぞ。

○和田教育委員

ボランティアでございますが、私の地域では青少年ボランティアという組織を作っております。

それを中学生だけではなくて、大学就学前までを登録制にしまして、地域の行事のときに、そこに登録してありますよということで参加する、そういう取組をしております。

筑山中学校のボランティアに来てもらいましたけれども、「1人1回はボランティアをしましょう」という取組もあります。やはり、これもボランティアを継続していくことが大事なのかなと思います。

これを続けることによって、高校生や大学生になっても、コーディネーターとしてボランティアを運営する。そこには郷土愛ができ、地域を活性化していく。

いろいろな行事の担い手になっていくのかなと思います。

ですから、単発のボランティアというよりも、そのカードが一つの手段かもしれませんけれども、そういうものを持ってボランティアを続け、最終的には、先ほど言いました奉仕活動が自主的にできるような、そして自分たちの手でいろいろなことができる、そういう青少年ボランティアを活性化していく。

それがどの地域でも、どの地区でもできれば、筑紫野市全体がすごく活性化するのかなと。若者の担い手ができるのかなと。

そういう人材育成も兼ねているのかなと思います。

○平井市長

おっしゃるとおりだと思います。

先日、教育長と「ブリッジキッズ」というアジア太平洋こども会議の歓迎会に出席したとき、そのときは高校生だったんですけども、最初に聞いていた枠の倍以上が来ていました。

「こんなにみんな、参加するようにと言われたんですか。」と聞いたら、みんな自分から手を挙げて、自ら来ましたという方が10人以上おりましたね。

そういうふうに少しずつ、ボランティアをやるのが当たり前というか、普通だというふうに、文化的に浸透してきているのかなと思います。

学校現場においても、さらにそういう取組をやっていただいたら、さらに良くなっていくかと思うんですけども、この件で執行部は何かありますか。

○学校教育課教育指導担当係長

先ほどお話があった学校、特に中学校におけるボランティアとの関わりの状況なんですけれども、やはり牛川委員がおっしゃったように、コロナ禍についてはボランティア活動、地域貢献活動をかなり自粛していた時期が正直あったと思います。

コロナ禍が明けまして、まずは地域を知るための学習活動ということで、例えば行政区ごとに子どもたちがグループに分かれて、現地の区長さんなどが講師に来られて、地域のことをまず学ぶというところから取組を始めています。

地域のことを知った上で、その学習内容の発表などを行いながら、その後の地域貢献活動につなげていくという取組をしているところが多いです。

特に夏祭りですとか、敬老会とか、それ以外のコミュニティセンター業務とか、そういったところで地域貢献活動に取り組んでいるということで、以前の取組状況に戻ってきているような状況はあるかなというふうに感じております。

○牛川教育委員

現状として、累計ではたくさん来てくれているんですけども、同じ子が結構何度も出ているんです。

なので、表面上はたくさん来てくれているんだけど、10 回行っている子もいれば、全然行っていない子もいるという、結構二極化しているところがあります。

私は個人的になんですけども、10 回来ている子は、やはりそれなりにいろいろなものを得ていると思うし、認められていいのかなと思うんですね。

ボランティアということで、自分の時間を割いているわけですし、そういうときにそのカードがあったということで、「私はこれだけやったよ。」という、自分の何か財産にもなるかと思うんですが、それがどこかで活用される場はあるんですか。

○平井市長

たくさんボランティアに行きましたという子が、高校生になると、大学受験するための内申書というんですかね。その中に、地域貢献活動の実績とかを書くことがあります。

ある学校によっては、区長さんなどに「ボランティア行ったという証明を書いてください。」と言って、それを持っていくようなことは聞いています。

中学校でも、高校受験するときに、そういう活動もやっていますということはあるんですか。

○学校教育課主任指導主事

中学校の方ですけども、やはり調査書の中には、これまでやってきた地域貢献活動につい

て記載をすることがありますので、必ず3年生になりましたら、これまでの学校外の活動について情報を集めるようにしております。

その際に、そういった証明書があれば書きやすいということになります。

以上でございます。

○平井市長

そのカードを作り始めた理由は、やはり証明の一つになるし、つくしちゃんのデザインを入れたカードなので、それを見て、持って、少し市に対する愛着も持ってくれるのではないかと、それを集める楽しさというのものもあるかもしれないし、そういうことを目的に秘書広報課の方で計画してもらったんですけれども、活用してもらって励みになればなというふうに思っています。

しばらく様子を見ていきたいなというふうに思っておりますが、学校現場でも、より充実したボランティア活動につながるように取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。このぐらいでよろしいですか。

それでは次に行っていいですか。

その次に、今度は「学びの質の向上」という14ページから25ページまで。

これに関して、皆さん方からご質問やご意見をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。和田委員。

○和田教育委員

「学びの質の向上」の3番目のオンライン授業日の設定というところの中で、コロナ禍を経てオンライン環境が整備されましたので、非常事態などいろいろ考えると、全ての生徒がオンラインで授業を受けることができる、そういう日を作ってもいいのかなというのがあります。

そして、このオンライン授業が、誰一人取り残さず、授業や教育を受ける権利を保障するものになるのかなと思います。

後から出てくるサポートルームとか、不登校とか、病気で長期に休む方もいらっしゃいますので、そういう方々がオンライン授業を受けることができるように、早めにそういう設定をしていただいた方がいいのではないかと思います。

これは多分、年に1回か何回か授業になるのかもしれませんが、普段の中でもオンライン授業ができるようになればいいのかなというふうに思います。

また、これに関連するかと思いますが、オンライン授業の中で、指導の質の向上にも関係してくると思います。

オンラインは授業そのものを流すだけになりますけれども、例えば連立方程式など、単元ごとの授業の要点や、実験の方法などを動画として作成し、配信する。

そうすると、そこでつまづいた子どもたちがそれを見ることによって授業に追いつくこと

ができる。

英語、理科、数学、算数など、掛け算や割り算の仕方などについて動画を作成し、それを配信する。子どもたちは、つまずいたところや、病気で休んだところを、家庭でも復習できる。その授業を作るのが、指導力向上の中にある「筑紫野授業マイスター」とも関連しているのかなと思いました。先生方を指導していく先生方に動画を作ってもらおう。

その動画は子どもたちの勉強になりますけれども、若年層の先生方も、その授業のやり方を見ながら、自分の授業に取り入れていくことができるのではないかと思います。

ただ単にオンラインで授業を流すだけではなく、単元別に動画を作って、その授業をアップしていくことによって、後から復習もできたり、先生方もそれを見ながら自分の授業の中に活かしていける。

そういうものを関連させてやっていったらどうかなというのがあります。

○平井市長

今、和田委員からいくつかの項目で質問がありました。

誰一人取り残さないように、普段の授業の中でオンラインを活用できるような機会を設けたらどうかという話が一つですかね。

それから、先生方もしっかり生徒たちのフォローアップやレベルアップのために動画配信を行うという話がありました。

かなりオンライン授業というのは課題や問題も大きなものがあると思うんですけれども、所管課としては、今の質問に対してどのように捉えておられますか。

はい、どうぞ。

○学校教育課長

オンライン授業につきましては、今年度モデル校を選定して、その学校単位で一斉配信などを予定しているところでございます。

そのモデル校で実施する中で、いろいろな課題等が見えてくるといいますので、その中で今後の広がりについては検討していきたいと思います。

実際、現在でも不登校の子どもたちに対しては、自宅であったり、サポートルームの中であったりという形で、適宜オンライン配信を行っているところでございます。

また、もう1点、アーカイブ配信についてでございますが、筑紫野授業マイスター、こちらの3番「指導の質の向上」の(4)のところ出てきますけれども、これも新しい事業になりますので、進めていく中で、貴重なご意見として検討してまいりたいと思います。

○主税教育長

今言われましたアーカイブというような発信は、実は教員の研修に関しては既にあるんですね。

国の方で、教職員支援機構というものがありますが、そこにアクセスすれば、先生たちが管理職研修とか、プログラミング研修などを自分たちで選んで見ることができます。ですから、そういう児童生徒版を筑紫野市で作ろうというご意見があった。私は大変参考になると思います。

それともう1つおっしゃった案は、筑紫野市が認定するマイスターの活用方法について、いろいろ考えているんですけれども、その中の1つに、動画を作成してもらい、授業を録画してもらいというのも1つの活用方法だなと思って、大変参考になりました。今後考えていきたいと思っています。

○平井市長

他にありますか。はい、どうぞ。

○高原教育委員

2番「学びの質の向上」の(5)と(6)、小学校の体力向上選手権とマラソン大会なんですけれども、私も小学校に週2回行くと、大体お昼ぐらいには、もう熱中症警戒アラートが出ているから、中休みから遊べないよという放送が流れます。

そうすると、学校全体がどんよりとした空気になるのが、職員室に行っても分かるぐらい、子どもたちががっかりするんです。

ぎりぎりのところで、今日は曇りで涼しいから行けるよと言った途端に、子どもたちが一斉に外に出て遊ぶんですね。

夏休み前に地域の方に対し、「子どもたちは、夏休みになると暑いとかそういうのも関係なく、本当に外で遊びたいとなる。危険なことも分からずに遊んでしまうかもしれないので、少し様子を見てください。」というふうにお願いをしたところでした。

やはり子どもたちですが、私はもう社会人の子どもがいますけれども、その子たちが小学校のときから、ずっと保護者の間で地域に要望していたのが、ボール遊びができる場所、走り回ることができる場所が各行政区の中にほしいということです。

地区懇談会の中でもよく出ていました。区長さんたちは「そうですね。市に言っておきます。」と言われるんですけれども、1年後にまた同じ要望が出るという形でした。

今の子どもたちも、暑いとか寒いとかあると思いますけれども、外で遊ぶのは大好きだと、小学生も中学生も見ている感じます。

小学校の授業の中だけではなくて、日頃の遊びというのも子どもたちの体力の向上につながると思います。

とにかく走るのが大好きなので、子どもたちは走り回っていれば持久力もつくでしょうし、そういう遊び場、遊べる場所を、各区長さんなどから要望があった場合は、子どもたちのために前向きに考えていただきたいと思います。

○平井市長

今おっしゃった公園とか広場という話ですよ。ボール遊びができるところ。

つい先日、私のところに市民の方から要望が上がってきて、公園でボール遊び禁止になっているところがいっぱいあるではないか、遊べるようにしてほしいということで、所管課に全部調べてもらいました。

ただ、ほとんど大丈夫なんですよ。禁止しているところはほとんどない。

ただ、ルールを守って、危なかったりしたときには周りの状況を見て遊んでくださいという指導をやっています。

過去にボールが外に出て迷惑がかかったなど、そういうところについては禁止にしているところはいくつかあります。

それぐらいだったんですよ。だから、基本はできるということになっていて、制限はしていないという報告を受けました。

その件について、もう少し具体的に答弁できる方はおられますか。

○教育部長

例えばですけれども、今、高原委員がおっしゃった、炎天下のときに夏休みに外で遊べないということについては、このたび体育館に空調が整備されていきます。

夏休み期間中は、おそらく昼間も社会体育団体が予約で使っているのかなと思いますが、少し空きがあるのであれば、場合によっては、エアコンがつくから昼間は体育館を子どもたちの遊び場にしましょうとか、新たな考え方を教育委員会で柔軟に考えていかなければならないのかなとも思います。

夏場の炎天下での遊びについては、今年中に大体体育館の整備が終わると思いますので、それに向けて検討を進める必要があるのかなと思います。

○平井市長

この件については、先ほどお話がありましたように、個別にいろいろあれば、所管の方に上げてもらえば検討すると思います。

○久原教育委員

今までの話でいいですかね。

子どもたちについて今出てきているのは、やはりいろいろな体験活動をどうさせるかということだろうと思うんですね。

遊びの中で、いろいろなことが子どもたちの成長につながる部分がたくさん出てくると思うんです。

そのためには、遊び場の問題だけではなくて、いろいろなパターンを考える。それから、親の意識も変えなければならないところもあると思います。

例えばプレーパークを、今、子ども劇場さんが天拝山の麓でされているんですけども、全国でもプレーパークはありますが、危険な遊びもあるんですよね。

火を使ったり、火を使って料理を作ったりする部分もあります。

そうすると、親の意識も、けがをしたらどこが責任を取るのかということばかり言うと、なかなか子どもたちにいろいろな体験をさせられない部分もあります。

そういう部分も含めて、総合的に考えていかなければならない部分があるのかなという気がします。

プレーパークのこともあるだろうし、農業体験をさせてみたり、川遊びをしてみたり、川を上って源流を探るとか、そういういろいろな体験を子どもたちにさせることで、子どもの成長につながってくると思います。

そこが学びの質を上げることにつながってくるのではないかなと思うんですけども、それにはいくつもの課題もありますので、そこを考えながら進めていかなければならない部分があるのかなと思います。

○平井市長

例えば今のプレーパークでも、けがをしたら自己責任ですよということをあらかじめ十分説明して、参加する場合は了承してもらうようになっていると思います。

他にも色々工夫されていると思うんですけども、あと、放課後子ども教室ですね。生涯学習課の方で今年から試行的にやっていこうという事業がありますね。こちらも遊び体験を通じて次世代育成へつなげていくという趣旨でやっていくこととなっていると思いますが。

○生涯学習課長

放課後子ども教室は、小学校の敷地内でいろいろな体験活動をしていただきたいという趣旨で、今年から行っていきます。

今年は小学校2校で実施し、段階的に3年間で全ての小学校に導入していきたいと考えている事業になります。ですから、それも子どもにいろいろな体験を提供する場という形を目指した事業です。

○平井市長

やはり、いろいろなことを経験させたいんですけども、市が主体になるだけでできることではないと私は思うんですよね。

地域とか、いろいろな活動団体の方たちにも参加していただいてやっていかないと、限界があるところもあると思います。

その辺りのコミュニティや公民館との関係、子どもたちを育てていく上での体験活動に対して、市としてはどういうスタンスでやっていくのか。

企画政策部長、どうぞ。

○企画政策部長

コミュニティと学校とで何ができるのかというところについては、今、コミュニティ推進課の方で、コミュニティが自分たちでやりたいことをやる事業と、市とコミュニティと学校も含めて一緒にやっていく事業とを仕分けしています。

一緒にやっていく事業では、コミュニティが何をする、市は何をするというところを整理している段階です。

その中で、体験活動も含め、これは協働事業だということになれば、所管課とコミュニティ推進課で協議をしながら、何ができるのかを今後検討していければと思っております。

○久原教育委員

先ほど出ました放課後子ども教室なんですけれども、これは行政が主体になって、地域学校協働活動の一環としてされる事業だろうと思うんですね。

○生涯学習課長

おっしゃるとおりです。

○久原教育委員

それをやっている部分では、大野城市がランドセルクラブという事業をやっており、これと大体同じような内容ではないかなというふうに思っています。

あと、いろいろな団体や、例えば放課後児童クラブ。これは福祉の関係で留守家庭の子どもたちを支援している部分もあるだろうし、県がやっていたアンビシャス広場というものもあると思います。

それぞれに目的を持ってやられていると思うので、そこら辺の整理が必要なのかなという気はしています。

今度、この放課後子ども教室をする場合の目的は何なのか、どういうふうに地域と協力して、地域と学校と子どもと保護者の役割をどう持たせるかということも含めて考えてやっていかないと、効果が上がるか上がらないかの差が出てくるのではないかなという気もしています。

○平井市長

今の件で、何かありますか。はい、どうぞ。

○生涯学習課長

今、委員がおっしゃったとおり、いろいろな方法が、子どもの見守りであるとか、遊び場の提供であるとかいう形であると思います。

その中で、放課後子ども教室の部門でいきますと、学校の方でご理解をいただいて、特に山口小学校と阿志岐小学校を今想定しております。

山口小学校では、学校運営協議会の方にも内容の説明にお伺いしたり、もちろん放課後児童クラブにはそれぞれのやり方がありますので、特に今、山口小学校の放課後児童クラブのやり方との整理を進めているところです。

ここは、しっかり整理していきながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○平井市長

16 時 20 分になります。

まだ半分ぐらいですが、1 時間半近くなりました。

ちょっと休憩を入れましょうか。

休憩を入れて、その後、次の課題に移らせていただいてもいいでしょうかね。

それでは、16 時 30 分から再開ということよろしいですか。

はい。では、休憩ということよろしくをお願いします。

～16 時 20 分から 16 時 30 分まで休憩～

○平井市長

あらかじめ、すみません。17 時を超えそうですので、ご了承いただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは続きまして、その次の「指導の質の向上」について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

ページは 26 ページから最後までですね。

ご意見をお願いしたいと思います。

○久原教育委員

「指導の質の向上」の部分で、1 から 12 まであるのは、全部、学校教育に関する内容になっているんですよね。

具体的な部分を全部読ませてもらいましたが、素晴らしい内容がいっぱいあります。教育システムとして、文部科学省との関連で、先生方の指導の質の向上のために、研究所を作ったり、県の施設であるとか、教育事務所の指導体制とか、そういうところが充実していますので、先生方の指導の質の向上は組織的にされているから、私はあまり心配していませんけれども。

問題は、地域の人々の指導の質の向上のこと。先ほどからずっと言っています人材育成を含めて、地域の人々が育っていく、その指導のあり方を考えていく時期がもう来ているのではな

いかなという気がしているんですね。

そういう意味からすると、社会教育での教育の部分とか、あるいは家庭教育の指導の部分が、もう1つ必要なというふうに私は思っているところです。

○平井市長

これからの課題が社会教育、家庭教育というところに非常にポイントがあるというお話でした。

その反面、今回のいろいろな取組については、先生方の質を上げていかなくてはいけないという教育長の想いもあると思うんですけれども、この辺について教育長、お願いします。

○主税教育長

この3か年ビジョンの一番の中心は、学校教育、幼稚園教育を含め、そこまでの施策と事業の充実というのを一番中心に考えました。

もちろん、幼児から市民の皆様全てという対象も一方であります。

ただ、この「指導の質の向上」に関しましては、学校に絞り込んだ形で今回出させてもらっています。

今後、例えばコミュニティ・スクールにしても、地域学校協働活動にしても、コーディネーターの育成も含めて、おっしゃるような市民向けの指導の質の向上が必要になってくると思います。

今回は学校教育に絞り込んだということで、その理由の一番は、校長たちと話す分かるんですけれども、若い教員が半分以上を占めています。

場合によっては、5年目、6年目の教員に学年主任をさせなければならないというようなところも出てきて、職歴と力量の差があまりにもあるということがあります。

それから、地域の方との対応、保護者対応、児童生徒への対応、そういった対応力、指導力に関してもまだ課題があるということもあって、筑紫野市の中でも、そういう力を育成したいという思いで今回出させてもらっています。

また、先ほどおっしゃった家庭教育とか、地域の社会教育とか、その辺りはそれも併せてやっていくべきことだと思いますので、そういうようなご理解を、執行部の方もしていただきたいなと思うところであります。

○平井市長

では、他にございますか。

非常に中身が多岐にわたり、いろいろな施策もこの中に組み込んでいただいていますので、この短時間の中で皆さん方が理解して納得できるようににはならない部分もあると思います。まだ今年は「啓く」というステップですから、来年、再来年につながっていく内容になっています。

いろいろな過程の中で、当然、1年経ったらまたこういう会議の中で見直しをやっていくわけでありますので、そこに向けて見守っていただいて、また次の提案、ご意見をいただければ形になるかなと思うところであります。

はい、どうぞ。

○久原教育委員

全体的には、筑紫野市の教育大綱と基本計画に基づいて、今回、この3か年ビジョンが立てられたということで、非常にありがたいことだなというふうに思っています。

筑紫地区でも、こういうようなものはなかなかないと思うんですよ。

大綱や教育基本計画に全体的に書いてある中で、なかなか焦点化ができない部分を重点的に記載してあります。

中身的にも、ものすごく考えられて、あちらこちらにきらめく部分がいっぱいあると思うんです。

そういう意味では、本当に素晴らしい内容になっているなというふうに思います。

1つだけ言わせていただきたいのは、1ページ目のところに出てくる、青の部分の3か年、令和8年、9年、10年のところです。

大綱から計画、その次に出てきている、反映や時点修正というところがあると思うんですけども、その辺のところ一度、PDCAのチェックをされた上で反映や時点修正するにあたって熟議や討論する場を設けたり、あるいはプロジェクトチームを作ったりして、それをもっと具体的に、この3か年計画がもっと素晴らしいものになるために入れていったらどうかという提案です。

ぜひとも、この3か年ビジョンは筑紫野の教育の非常に良いところ、素晴らしいところだと思いますので、筑紫地区に発信していくべき内容だというふうに思っています。

そういうことで、ありがたいなと思っています。

○平井市長

ありがとうございます。

それでは、この件はここで締めさせていただいてよろしいですかね。

では、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

続いて、「小学校内サポートルームの全校設置」の件を議題としたいと思います。

近年、全国的に不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、本市においても同様の課題が見受けられる状況です。不登校の要因は、学習面の不安や人間関係、生活環境の変化など多岐にわたっており、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められているとのことです。また、国においても「誰一人取り残されない学びの保証」の観点から、不登校対策の充実が重要な教育課題として位置付けられております。

こうした中、学校内に設置する「校内サポートルーム」は、教育への登校が難しい児童生徒

が安心して学校生活を送ることができる居場所として注目されております。学校とのつながりを保ちながら、児童生徒が自分のペースで学習や相談などに取り組むことができることに加え、保護者の不安軽減や学校と家庭との連携強化にもつながるものと期待されております。

本市においても、この「校内サポートルーム」の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、本日は、「校内サポートルーム」の現状や今後の展望等について、所管課の説明を受けた後、皆さんと意見交換を行いたいと考えております。

それでは、学校教育課長は説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙でお出ししております「本市の不登校支援体制の全体像について」の資料をご覧ください。こちら、まず1ページ目は、不登校支援の全体像についてお示ししているところでございます。

左側、緑色の教育委員会の部分をご覧ください。

まず、支援の中核となる小中学校におきましては、不登校対策会議、ケース会議の実施で対応を検討しております。

対応については、教職員1人ではなく、複数の教職員によるチームサポートを行っております。

次の校内サポートルームの運営ですが、校内サポートルームとは、教室に入りづらい子どものための拠点となる場所で、ここでは登校支援員による相談や、自主学習、オンライン授業を受ける場として活用しております。

こちらは後ほど詳しく説明をさせていただきます。

次のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援。

次の不登校予防診断（FF 調査）がありますが、こちらはファクト・ファインディング調査といいます。簡単なアンケートを児童生徒に実施しまして、不登校になる前の予兆を捉え、早期発見、早期対応につなげるものでございます。

その他にも、家庭への訪問であったり、オンラインでの授業配信を行っております。

この円の上に移っていただきまして、教育委員会の学校教育課におきましては、不登校対策の全体方針の検討や、スクールカウンセラー等専門家の派遣、指導主事による相談支援、教員向け研修の実施などを行っております。

緑の円の左下に移っていただきまして、つくし学級。こちらにおきましては、登校に不安のある子どものための施設として、主に社会性を育む活動や、竜岩自然の家を活用した体験活動等を行っております。

なお、これには地域学校協働活動推進員など、地域の参画を得て実施しているところでございます。

右上に移っていただきまして、ピンク色のこども・福祉部局の部分をご覧ください。

まず中心のこども家庭センター。こちらにおきましては、児童虐待であったり、ヤングケアラーへの対応に加え、要保護児童対策地域協議会その他の場面において、市教育委員会との連携を行っているものでございます。

その右下に移っていただきまして、民生委員・児童委員との関わりとしましては、各学校での不登校対策会議、ケース会議等への参加であったり、対象児童の世帯への見守りが行われているところでございます。

その他にも、円の上の方に移りますけれども、生活困窮者支援として、ひきこもり支援推進事業や子どもの学習支援事業が保護課において取り組まれております。

また右に移っていただいて、児童育成支援の拠点を整備して、生活習慣の形成や学習のサポートなどが、こども家庭課の令和8年度の取組として実施されます。

下の黄色の円に移っていただきまして、地域や関係機関の部分をご覧ください。

左から順に説明しますと、民間施設のフリースクールとの連携であったり、共通の課題を持った親の会などによる講演会や学習会の実施、地域コミュニティ・ボランティア等による見守り、その他各種関係機関として、医療機関や警察、児童相談所などが不登校支援に関わっているところでございます。

次の2ページをお開きください。

今年度の主要な取組の1つとして目指しております、校内サポートルームの全校設置について説明をさせていただきます。

まず、本市の不登校の状況でございます。

例年、小中学校ともに増加の傾向にありますけれども、小学校では令和7年度は213人と、減少に転じることができております。

特に小学校では、過去3年の増加数の多くを占めておりますのが、欠席日数の比較的少ない層です。

このグラフでいきますと、青色やオレンジ色の層でございましたが、令和7年度では、このうち青色の層、欠席が少ない層を減らすことができております。

新たな不登校を生まないためには、不登校への早期対応、校内における取組が重要になります。

令和7年度の小学校の減少要因としては、登校支援員が、これまで中学校ごとに小中兼任で5名体制だったところ、新たに5名増員し10名体制とし、この5名が小学校専任として活動できたことが1点。

また、不登校数が最多の二日市東小学校に校内サポートルームを設置したことにより、不登校数を9名減少することができたことが2点目。

これらの取組により、一定の成果が出たものと分析しているところでございます。

次に3ページをご覧ください。

市内の校内サポートルームの設置状況でございますが、表を見ていただきますと、サポートルームに関しましては、右端、中学校では全校設置しているのに対しまして、小学校では丸

がついているところ、二日市小学校、二日市東小学校、筑紫小学校の大規模3校での設置にとどまっております。

残り8校は未設置の状態でございます。

次に、登校支援員の配置につきましては、中学校では各校1名配置されているのに対しまして、小学校では二日市東小学校のみ専任配置としておりますけれども、その他は兼務であって、学校を行き来しているような状況でございます。

下段になりますけれども、これを踏まえまして、本事業案の実施内容となります。

令和7年度の成果から、速やかに、かつ切れ目なく体制の強化を加速させたいと考えております。

そこで、令和8年度中に校内サポートルームの全校設置を目指すものでございます。

なお、本件につきましては、小中学校を対象としたまちづくり座談会での要望や市校長会から要望書が提出されるなど、学校現場でも不登校の早期対応のために、サポートルームでの取組が必要とされているところでございます。

事業内容の詳細でございます。

まず1点目が、校内サポートルームの未設置8校へ設置をして、全校設置とするものでございます。

なお、設置場所は、空き教室や転用可能な諸室を利用しますので、改修工事は必要としておりません。

ただし、テーブルやフロアマット等の備品であったり、活動に必要な教材等は整備してまいります。

2点目が、登校支援員を全校配置とし、現在の10名から16名、6名の新規採用とするものです。

勤務体系については、週4日勤務から週5日勤務に変えるものでございます。

次の4ページをご覧ください。

実施スケジュール案につきましては、補正予算の要求を9月議会に上程する予定としております。

こちら、もし議決がなされましたら、10月から準備期間として、職員募集や備品調達を行ってまいりまして、令和8年12月に準備が整ったところから順次運用を開始していくものとしているところでございます。

最後に、参考としまして、他市の校内サポートルームの設置、登校支援員の配置状況をお示ししているものでございます。

以上、説明となります。

○平井市長

ただいま、このサポートルームについての説明を受けましたけれども、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、どうぞ。

○牛川教育委員

先日、つくし学級と2校の校内サポートルームの視察ということで、教育委員で現場を見させていただきました。

そのとき、つくし学級はいろいろな行事ごとの写真などもあって、社会生活に順応できるようという取組をされてました。

また、サポートルームの子どもたちは自主学習というか、静かに勉強したり、タブレットで勉強したりしていたんですね。そのときに、教室に入れない子どもたちにとって、こういう勉強の仕方もありだなとは思ったんですけども、ちらっと通ったときに気になったのは、サポートルームではなく、保健室に登校している子どもたちが、実はそのとき、どちらの学校だったか、サポートルームにいる子どもの数より多かったんですよ。

なので、「こちらに登校している子どもたちもいるんですね」と校長先生に言ったら、「そうですね。保健室にしか登校できない子どももいます」ということでした。

サポートルームの設置も、もちろん非常に大事なことだと思うんですけども、サポートルームにも入れていない、学校には来てくれているけれどもという子たちもまだいるなというところで、そのサポートというんですかね、子どもたちの学習の支援についても、もちろんスタッフの数であったり、お部屋の確保だったりということも、併せて考えていかないといけないのかなと思います。

保健室はどうしても養護の先生がいらっしゃる場所で、勉強を教える先生ではないからこそ居場所として居心地がいいのかなというところもあるんですけども、もしかしたら学校によっては、保健室に登校している子どもたちというのも、隠れた、教室に入れない子として存在しているのかなと思いました。

○平井市長

私は認識していなかったんですけども、学校も、サポートルームがある学校とない学校があって、ある学校はサポートルームに来てくれているような認識でした。

ない学校は保健室とか、校長室とか、そういう別のところで受け入れなくてはいけないというような状況と理解していたんですけども、今のお話だと、サポートルームを設置していても、そこに入りきれないというような状況になっているということですよ。

○牛川教育委員

しっかり保健室の中まで視察をしたわけではないので、例えば行ったり来たりしているのか、教室で行ったり来たりしているのか、保健室だけに特化しているのかというところまでは、私もはっきりとは分かりません。

ただ、具合が悪いから来ているのではない子どもたちが保健室に何名か見えたのが、もしか

してこれが現状なのかなというふうに思ったので。

○平井市長

その辺はどうですか。

所管の方はどういうふうに把握されていますか。把握していることが対応につながっていくと思うんですけども。

今回、サポートルームを設置することによって、そのような受入れがそこでできるかなというふうに思っていたんですけども、それだけでは解決しないということですか。

○学校教育課長

確かに、サポートルームを設置しても、保健室に登校する子どもというのは一定数いらっしゃるものと見込んでおります。

ただ、サポートルームがあるおかげで、ずっと保健室にいるわけではなくて、少し休憩したら、まずはサポートルームに一段階上がって入ってみようねとか、そこで少し学習をやってみようねということができるようになると思います。

そのステップアップの段階としてサポートルームを位置付けて、不登校対策に実際につなげていければと考えています。

○平井市長

ベースで対応してくれている方というのは、保健室については養護教諭ということになりますか。

○学校教育課長

主に保健室については養護教諭ということになります。

ただ、保健室は養護教諭に任せて、サポートルームは登校支援員に任せてというわけではございません。

この 1 ページの全体図にもありますように、教職員によるチームサポートという体制を各学校で取っておりますので、当然、支援員も保健室に入って子どもの状況を確認したり、教頭先生、校長先生、その他の先生なども含め、チームで対応するような形になっております。

○平井市長

よろしいでしょうか。

○久原教育委員

子どもたちの状況がやはり様々だろうと思うんですね。

不登校になる理由もそうだろうし、不登校の日数もそうです。

全然来られない子もいれば、2、3週間に1、2回は来られる子とか、いろいろな対応があるのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、サポートルームで勉強ができる子もいれば、あるいは保健室で先生に話を聞いてもらうことでも参加できる子もいるだろうし、あるいはもっと言えば、スクールソーシャルワーカーが出かけて行って支援する場合もあるだろうし、やはりそれぞれの子どもたちの状況が複雑にいろいろあるので、それぞれに対応していかなくてはいけないと思います。

そういう意味では、教育支援センターとして位置付けて、この不登校のことを考えようというシステムができたということは非常に前進だろうと思います。

それぞれに、先ほどから出ている支援員さんも含めて、いろいろな人を配置しながら、あるいは校長室で勉強している子もいるし、いろいろな状況を見たときに、この教育支援センターがそれぞれ整理しながら、不登校をできるだけ減らしていくような体制にしていけることが必要だと思います。

ですから、そういう意味では、バラエティに富んだ対応をしながら解決を図っていただけたら、私はいいのではないかなと思います。

○平井市長

はい、どうぞ。

○和田教育委員

教育委員で、不登校のサポートルームの見学に行きましたけれども、二日市東小学校だったと思いますが、あの場所は放送室だったと思います。

そこをサポートルームにされていたんですが、やはり場所は狭いのかなと。

もちろん、不登校の子どもが少しずつ学校に来ようと思ったら、サポートルームに来て、それから普通教室に通級する、そういう形になると思うんですけども、少し場所が狭過ぎるのかなという印象がありました。

今回、全てにおいて改修工事なしということでございますけれども、場所がきちんと確保できるのかなと。不登校の人数が多い中学校になりますと、単純計算でも50人ぐらいいるということです。

小学校でも、その子たちが頑張って来ようと思ったときに、教室には入れない、サポートルームにも入れないということにならないか。

実際は交互に来るので大丈夫だと思いますけれども、いろいろな面で、そこで少しずつ学校に出てきて、それから普通教室に入っていけるというふうになると、もう少し設備の方が充実した方がいいのかなと思います。

資料を見ると、小学校は空いている教室を併用するということだと思いますけれども、それで足りるのかなと。

この前は放送室の少し狭いところに机を置いて、そこで学習されておりましたけれども、も

う少し環境を良くした方がいいのかなというのがあります。

○平井市長

今、質問がありました、その収容人数とか広さについては、どういうふうに現段階で考えておられますか。

○学校教育課長

現在、二日市東小学校については、放送室にサポートルームを設置しているということでしたが、特にそこで手狭になっているということは伺っておりません。

子どもによっては、ある程度、広い部屋だと集中しにくいというお子さんもいらっしゃるかもしれません。

そこについては、しっかり学校と連絡を密にしながら、必要なスペースで整備をしていきたいと考えております。

○平井市長

そういう方向で今後進めていきたいということでございます。

他にありますか。はい、どうぞ。

○久原教育委員

教育委員会の部分は、先ほど言ったような状況である程度できるかなと思うんですけども、こども・福祉部局との関係がここに図にありますよね。

今、学校との連携の中で特にあるのは、やはりケース会議などで一緒にされている部分は、私は理解しているんですけども、その他に何かできるのかなというところがあります。

例えば、生活困窮者の支援というのが1つありますけれども。

実は私、市民会議で、久留米にある生活困窮者支援の施設に行ったんです。

その中で、指導者が、その施設を運営しながら子どもをどう育てていくかということを考え、いろいろなアイデアを出しながら支援してありました。

そういうところもありますし、不登校になっている子を何とかそういう施設で支援して、いろいろな取組もされている。フリースクールみたいな部分もあるんですけども。

そこら辺で何か連携してできることがあるのかなということで、少し質問したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○平井市長

はい。どうぞ。

○こども部長

こども部・健康福祉部につきましては、生活・養育環境に課題を抱えている児童生徒の皆さんにも対応させていただいております。

生活を整えるとか、そういった養育環境を整えるという観点で、いろいろなことに携わっています。その中で、ケース会議がやはり主になります。

ケース会議で、学校との関連、それから他の施策との関連、こういったこともできますよと、幅広く対応させていただいておりますので、ケース会議をした後に、どこにつながっていくのかというところが大事になってきていると考えています。

先ほど言われたような場所については、今のところ生活支援の中では相談という形での支援になっておりますので、その場所までは今はない状況です。

○平井市長

はい。和田委員。

○和田教育委員

ケース会議は、不登校の児童生徒の対策をした会議だと思うんですけども、私は保護司をしておりまして、保護司会の中で、筑山中学校区には連絡会というものがあります。

いろいろな業種、保護司と警察とか、児童委員、あるいは民生委員ですね。それから学校安全推進の方、地域の少年補導の方など、いろいろな方との連絡会になっております。

そこでは、犯罪防止とか、夏休み前にそういうことにならないようにとか、その中で不登校に関することについても話し合っています。

ケース会議もちろん大事ですけども、その後に全体で情報共有できると、他の学校でもやっていращやるか分かりませんが、地域で子どもたちを見ていけるのではないかなと思います。

不登校だけのケース会議から少し大きく広げて、全体的にいろいろな情報交換をすることによって、地域で子どもたちを見て、声をかけることによって、不登校予防にもなっていくのかなと。

そういうものも、今後は必要になってくるのかなと思います。

いろいろなケースで不登校になるパターンもありますので、その予防の一環として、情報共有しながら子どもたちを地域で見守っていくというのもどうかなと思います。

○平井市長

今、和田委員がおっしゃったように、連携とか情報交換ということが非常に大事だということです。

そういった意味で、先ほど説明していただいたこの表で、学校現場、それからこども・福祉部局、あるいは地域のいろいろな機関、これがこの表に示すように連携を取っていく。

その情報交換とか、そういう仕組みづくりを、これから少し積極的にやっていかなければな

らないのかなというふうに思います。

こうやって連携をしっかりしていこうという取組を今年からやっていくということであり
ますので、ぜひ効果的なものにしていただければなというふうに思うところであります。

そういう方向で一生懸命やりたいと思います。

他にございませんか。

これについては予算化をして、いろいろな準備を進めていくことになりますので、今日、い
ろいろご意見をいただきましたので、それを踏まえながら、よりよい形で具現化できるよう
に執行部としても取り組んでいきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思
います。

それでは、次に行ってよろしいですか。

最後に、「筑紫野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の件を
議題といたします。

近年、教職員の業務は複雑化・多様化しており、長時間勤務の是正と心身の健康確保が重要
な課題となっております。こうした中、本年、施行された改正給特法により、地方公共団体
には、教育職員の業務量管理及び健康確保措置に関する実施計画の策定が義務付けられ、計
画的かつ実効性のある取組の推進が求められることとなりました。

教職員が健康で意欲を持って職務に取り組める環境を整えることは、学校教育の質の向上
と持続可能な学校運営の実現につながる重要な取り組みであると考えておりますので、本
日は、計画の概要について所管課の説明を受けた後、委員の皆さんと意見交換を行ってまい
りたいと考えております。

それでは、学校教育課長は説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙の縦の資料になってございます。

本計画につきましては、先ほど市長が申したとおり、本市教職員の働き方改革の推進のため
の目標を設定し、達成に向けた取組をまとめたものでございます。

めくっていただきまして、1 ページをご覧ください。

「計画策定の趣旨と現状」ということで、(1) の計画策定の趣旨でございます。

本市の最上位計画である第七次総合計画では、基本事業の1つに「教職員の資質向上と働き
方改革」を定めまして、教職員が児童生徒と向き合う時間が確保できることを目指しており
ます。

一方で、教職員不足や教育的ニーズの多様化等によって業務量が増加し、学校における働き
方改革への取組が急務となっているところでございます。

このような状況を改善するために、一般的に給特法と言われております「公立の義務教育諸
学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づきまして、本計画を新たに策定して
おります。

教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること。また、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させることを目的として、本計画の取組を進めてまいります。

めくっていただきまして2ページ、(2)本市の現状について、以下の表をご覧ください。本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和2年度と令和6年度の比較をしております。

ここで時間外在校等時間といいますのは、実際に学校にいた時間から正規の勤務時間を差し引いた時間で、一般にいう残業時間に相当するものでございます。

時間外在校等時間を令和2年度と令和6年度で比較しますと、表の左側ですが、全体では41.7時間から39.0時間と、2.7時間減少しております。

表中央の時間外在校等時間が45時間を超える割合は、令和2年度の全体で39.4%から、令和6年度の35.9%と減少しております。

一方、表右側の80時間を超える割合につきましては、令和2年度の3.0%から令和6年度は3.4%と、0.4ポイント増加しております。

3ページに移りまして、中ほどの計画対象につきましては、給特法に規定する、こちらに記載の教職員が対象となっております。

下段、3の計画期間は、令和8年4月から令和12年3月までの4年間を予定しています。

4ページにめくっていただきまして、4の目標でございます。

(1) 時間外在校等時間に関する目標として、1点目が、1年間における時間外在校等時間の月平均を30時間以内、年間では360時間以内とすること。

2点目が、時間外在校等時間が80時間以上の割合をゼロとするものでございます。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標としまして、1点目が、1年間の年次休暇取得日数を平均で18日以上とすること。

2点目が、ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の値を6.0以上とすること。

3点目が、働きやすさに関するアンケートのうち、「児童生徒と向き合う時間を十分に確保できている教職員の割合」を80.0%以上とすることを目標としているものでございます。

5ページに移りまして、5の「実施する業務量管理・健康確保措置」の内容でございます。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しということでございます。

業務の見直しに当たりましては、国の指針に基づき、「学校以外が担うべき業務」・「教師以外が積極的に参画すべき業務」・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」、この3つに分類し、本計画に位置付けているところでございます。

具体的にはページ下段部分からになりますが、「学校以外が担うべき業務」として、1点目が、登下校時の見守り活動を、保護者、地域住民等の協力を得ながら行うことを推進するものでございます。

6ページに移っていただきまして、2点目が、地域学校協働活動の連絡調整等については、地域コーディネーターが行うこととしてまいります。

3 点目、保護者等からの苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が困難な問題がある場合には、指導主事による相談・支援を継続するとともに、法的な問題が生じるおそれがある場合は、市の顧問弁護士等を活用してまいります。

次に、「教師以外が積極的に参画すべき業務」の 1 点目、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理につきましては、7 ページに移りますが、市教育委員会と学校が連携を図りながら校務支援システムを活用し、負担を軽減するとともに、ICT 支援員を学校に派遣するなど、支援の拡充を進めてまいります。

2 点目、学校プール等の施設・設備の管理でございますけれども、令和 8 年度から市内 11 小学校の水泳授業の民間委託を行っております。

それから下に移りまして、3 点目は部活動についてでございますが、令和 8 年度から市内 1 中学校の部活動の地域展開を開始しておりまして、令和 10 年度までに全 5 中学校の地域展開を目指しております。

8 ページに移りまして、次に、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」です。

こちらの 1 点目、授業準備及び学校行事の準備・運営につきましては、担任とともに授業づくりを担う学習支援員の拡充や、業務の補助、授業の準備等を行う教員業務支援員を、学校のニーズに合わせて配置しております。

2 点目につきましては、学校評価や成績処理についてですが、校務支援システムの機能の活用により、授業準備や成績処理等の事務負担を軽減してまいります。

また、採点業務について、自動採点システムを引き続き活用することで業務軽減を図ってまいります。

9 ページに移りまして 3 点目、支援が必要な児童生徒、家庭への対応ということで、学校が困難な課題を抱え込むことのないよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を学校に派遣・配置し、連携・分担する体制を整備してまいります。

次に、(2) 学校における措置の推進ということで、学校自らが行う取組について記載しております。

それぞれ、年間を通した行事を見直すことにより時間の創出を図る。

次が、授業時数が過大にならないよう、教育課程の授業時数を設定する。

次に、留守番電話機能を活用し、業務対応の削減を図る。

最後に、校務用端末を活用し、業務の効率化を図ること。

これらの項目に取り組んでまいります。

10 ページにつきましては、(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組としまして、時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に、産業医等による面談受診を促すこと。

次に、ストレスチェックの実施率を 100%にし、職場環境の向上を図ること。

年次有給休暇の取得促進の呼びかけを行うこと。

次に、定時退校日と学校閉庁時間を設定すること。

最後に、部活動について休養日を設定すること。

これらの項目に取り組んでまいるところでございます。

最後、11 ページになりますが、6 の関連する取組、今後のフォローアップというところがございます。

計画の実効性を確保するための取組を掲載しているものでございます。

また別紙になりますけれども、参考資料としまして、給特法の改正内容、それから文部科学省ホームページから、先ほど計画にありました業務の 3 分類についての資料を付けているところがございます。

説明は以上でございます。

○平井市長

今、説明いただきましたけれども、皆様から何かご質問、あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○久原教育委員

2 ページに、教育職員の時間外の時間が結構あると思うんですけれども、小学校と中学校で大体 10 時間ぐらいの差があると思うんですね。

これは、小学校になくて中学校にあるものが 3 つあると思うんですね。

生徒指導と部活動と進路指導ですね。

その中で一番大きいのが、やはり部活動ではないかなという気がするんですね。

スポーツ推進計画の中でも随分部活動のことが書いてありましたけれども、この中の 7 ページに、「休日の全ての部活動について、令和 8 年度から部活動の地域展開を開始し、令和 10 年度までに 5 中学校の地域展開を目指します」となっています。

前からスポーツ推進計画でもそういうふうにありましたけれども、この問題は、休日の全ての部活動ではできるかもしれないけれども、平日はどうかというのが少し疑問なんです。

休日は地域の人たちが休みだから指導はできるけれども、平日の子どもたちが活動する時間に指導者がいないという状況が出てきますよね。

そうしたときに、今言った、小学校と中学校の時間が 10 時間ほど違う部分が解消できるのかなということを少し不安に思っています。

休日だけだったらそうかもしれないけれども、平日の部分が 1 つの壁になるのではないかなと思っていますので、そこら辺は見越してありますか。

○平井市長

それでは、そもそも部活動の地域展開、これの平日と休日の考え方を、今の段階でどのように考えてあるか、まず説明していただけますか。

○文化・スポーツ振興課長

まず、部活動の地域展開の件なんですけれども、国において、令和10年度までに休日の部活動について取組を開始し、令和13年度までに確実な実施をとという指針が出されているところですよ。

また、平日の部活動に関しては、まだ詳細な部分が出ていないところがありますけれども、おそらくその先には平日の地域展開というのが出てくると思いますので、そこに関しては新たに国から通知などがあると思います。

それを含めて、今後検討していくことになると思っております。

ただ、久原委員がおっしゃるように、現状の形がそのまま平日も含めてできるかということになりますと、なかなか課題も多くなりますので、国の通知などを踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○久原教育委員

国も、なかなか方針を出し切れないから、部活動の地域移行から地域展開に変わってきているところにも見られるのではないかなと思っています。

予算の面も含めて、国がなかなか出しませんよね。そこら辺に少し課題があるのかなという気がするんですけども。

○平井市長

そういう話を聞いていると、そもそも平日の部活動をどういう形にするのがいいのかというのは、今、よその県などでも議論されています。

ある県は、もうそのまま今と同じような仕組みでやろうという意見も出てきていますしね。これから本市も、実施しながらいろいろ検討していかなければならない部分は結構多いと思いますけれども、とりあえずは、今、課長が説明したような形の中で、まずは休日をやらせていただく。

その中で、スポーツ協会などとの連携も出てくると思いますので、その辺りを模索しながら組み立てていかなければならないのかなというふうに考えています。

走りながら考えていくような形になると思いますけれども。

○久原教育委員

私は、平日の部活動の地域展開には、無理があると思っています。

休日はできと思うので、ぜひともそこら辺は進めてほしいけれども、丸ごと地域に投げるということは、非常に重たい話だと思います。

○平井市長

学校の先生の中には、従来どおりやりたいという先生もおられますし、先生の考え方もそれぞれあるというふうに、私も学校を回って感じたところがあります。
その辺りをうまく折り合いをつけていく必要がありますね。

○久原教育委員

野球などは、もう自分たちで全部やりたいという先生もいますよね。
だから、競技によってもまた違いがあると思います。

○平井市長

すみません。どうぞ。

○和田教育委員

別の件でいいですか。6 ページでございます。
真ん中の 5 ですが、保護者等からの過剰な、非常に不当な要求等の、学校で対応が困難な事案への対応ですけれども、いろいろな苦情が学校に来ると思います。
市役所の電話は今、録音されますよね。録音機能があります。
学校でも、やはりそういうものが必要になってくるのでしょうか。

○平井市長

その件について、状況を説明できますか。

○教育政策課長

はい。市役所でも、今年度から電話の録音機能が導入されているところですが、小中学校においても、今年度、来年度のインターホン改修と併せて、いわゆるカスタマーハラスメント対策ということだけではありませんが、録音機能もしっかり付けるような形で計画をしているところでございます。

○和田教育委員

やはり、した方がいいなと思います。
そうしないと、電話を受けた先生方はストレスがたまるかなと思います。
録音されていれば、みんなで共有できますから、対応が早くできるかなということですので、録音機能は必要かなと思います。
ありがとうございます。

○平井市長

はい。どうぞ。

○高原教育委員

私は地域学校協働活動推進員をさせていただいているんですが、先ほどと同じ 6 ページの④、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整についてです。

私も、もちろん連絡調整をしています。

ただ、どうしても私たちの活動時間が制限されており、決まっている時間の中での活動になります。

そのため、私たちが学校にいる時間に全ての連絡調整ができず、結局、先生方に「後をお願いしますね。この方から連絡がありますから、調整をお願いしますね。」と頼んで、学校を去らなければいけないことが多くあります。

できれば、推進員は皆、やる気のあるメンバーばかりですので、もう少し予算を取っていただいて、ゆっくり学校に入れるような状況を作っていただければ、先生方の連携関係の調整役というものを、もっと役割として果たせるのではないかなと考えています。

○平井市長

今の件で何かありますか。

○教育部長

推進員がより長く活動できるように、また先生方の負担軽減の一助となるようにできるか、持ち帰って検討課題とさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○平井市長

業務の内容とか、やり方の工夫によって、もう少し短くできるとか、そういう工夫の余地がありそうなところはありますか。

○高原教育委員

そうですね。

地域の方は、私が学校の電話から連絡をすれば、折り返しかけるときは私にと言われます。

ただ、そのときには私はもう学校にいません。

そのため、例えば教頭先生だったり、主幹の先生だったり、私がいなくときの代わりをしていただいているので、業務が増えているのかなという気はします。

連携の事業を増やしたり、そういう方を探したりすると、どうしても私が連絡を取った後の業務を増やしているのかなと、学校現場の仕事を余計に増やしているのではないかなと感じることが多いです。

申し訳ないですと言いながらお願いしています。

○平井市長

そうですね。やり方、組織的に何かできるのかもしれませんが。

思いついた話で申し訳ないんですけども、教育委員会としても、その辺りを把握していただいて、どういう形がいいのかを少し検討してもらえればと思います。

他に何かありますか。はい、どうぞ。

○牛川教育委員

お金の話になってしまうかもしれないんですけども、私は普段、医療関係の現場で働いています。

医療の現場には、専門職の資格を持った方がたくさんいらっしゃるんですけども、資格を持っていなくてもできる仕事もたくさんあるんですね。

そのため、医療現場では、無資格でもできる仕事をするための人がたくさん雇われています。学校の先生も同じではないかなと思います。

教職の免許を持っていらっしゃる、子どもたちに教える資格を持っていらっしゃる。

ただ、資格がなくてもできる仕事はいっぱいあると思うんですね。

先ほど高原委員がおっしゃったような、電話をつなぐ調整役であったり、地域の方との連絡であったり、もっと細かな雑務であったりということも含めてです。

ボランティアの方が入れ代わり立ち代わりとなると、なかなか仕事として定着しないし、かえってそれを調整するために先生方の手を煩わせてしまうことも増えるのかなと思います。

予算が取れば、雇用という形でそういう方を置ければなと思います。

○平井市長

実際、雇用として、市の支援員などがありますよね。

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長

8ページの上段になりますけれども、こちらの授業準備、学校行事の準備・運営という欄でございます。

担任とともに授業づくりを担う学習支援員、それから業務の補助や授業の準備等を行う教員業務支援員を配置しております。

学習支援員につきましては、週10時間、各校1名を配置しているところでございます。

こちらは、特に無資格の方でも応募はできますが、主に教員免許を持った方々を中心に担っていただいております。

続いて、教員業務支援員につきましては、主に1日3時間、週5回、各校1名ずつ配置しているところでございます。

こちらにつきましては、シルバー人材センターに委託をしております、そこから人が来るという形になっております。

○学校教育課学校教育担当係長

補足です。

教員業務支援員については、印刷をしたり、学校行事の準備をしたり、先生の指示の下で、学校現場の状況に応じて柔軟に一緒に働いてもらっています。

年度末にアンケートをしたんですけれども、こういった方たちがいることで助かっているという現場の声も聞いております。

○生涯学習課長

すみません。

先ほど高原委員が言われたことについてですが、推進員さんについては、今、複数名配置を目指しております。

高原委員がいらっしゃるところは、お1人という形になっているかと思います。

そこを今、複数名配置しようという形で動いております。

複数名であれば、お1人当たりの時間が同じであったとしても、時間をずらすなどの対応も可能になるだろうということで、1名しかいらっしゃらないところについては、まず複数名体制にするようお願いしているところでございます。

○平井市長

先ほど牛川委員がおっしゃった、資格がなくてもできる仕事という話で、今、3つの職種の話が出てきました。

それぞれ業務の範囲が、ここまでしかできないという壁があると思いますけれども、その壁を少し柔軟にして、そういう方がカバーしながら行うような仕組みというのは難しいですか。

○学校教育課学校教育担当係長

例えば学習支援については、教員免許を持った方であれば、ある程度、担任の先生と一緒になって授業を展開できますけれども、教員免許を持っていない方が単独で授業をするというのは難しいです。

業務の洗い出しも含めて、学校現場の状況に応じ、可能な限り負担を軽減できるようにしたいと思います。

勤務時間もそうですけれども、県から3分の2ほど補助が出ている事業もありますし、市単独のものも当然ありますので、業務量と予算とのバランスを毎年確認しながら、最適なやり方を見つけていく必要があるのかなと思います。

○平井市長

分かりました。よろしいですか。

○牛川教育委員

PTA がなくなってきた、減ってきたということで、例えば学校としてボランティアの保護者を募集したりすると、それを調整するのも先生方になってきます。

雑用という言い方は適切ではないかもしれませんが、指導以外のお手伝いができることなども、推進員の仕事である場合があるのかもしれません。

人が増えれば負担が減ったり、できる仕事が増えたりして、もう少し先生方の負担も減るのかなと思いました。

○平井市長

ご意見として承っておいてよろしいですか。

他にございますでしょうか。

すみません。大分長くなりました。

今提案いたしました、この実施計画については、この内容で今後進めさせていただくということでもよろしいですか。

それでは、何か他にありますか。

それ以外の件で、せっかくの機会ですので、皆さん方から何かありませんか。

よろしいですか。

そうしましたら、ただいま皆さんに提案しましたこの計画につきましては、総合教育会議に報告をすることが要請されていることから、次年度、然るべきタイミングで委員の皆さんとともに進捗を確認する場を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これで本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方のご協力により、大変実りのある会議となりましたことに感謝を申し上げます。

これをもちまして進行は事務局にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

○企画政策課長

ありがとうございました。

最後に事務連絡でございます。

今回の総合教育会議でございますが、今年の秋、10月から11月ごろの開催を計画しております。

委員の皆様に、詳細な日時及び協議・調整事項が定まり次第、速やかにご案内を差し上げたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、「令和 8 年度第 1 回筑紫野市総合教育会議」を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。